県資料②

石川県コンベンション誘致推進事業補助金の交付手続きについて

1．石川県への要望手続き

・R9年度のコンベンション開催者は、コンベンション開催前年度の9月末日までに、要望書を提出してください。
・事業の予算化がなされた場合は、コンベンション開催年度の3月下旬以降、石川県文化観光スポーツ部観光戦略課より、当該予算額について内示通知をいたします。
・内示額が補助金額の上限となることにご留意ください。
（注）内示通知は、交付の決定や金額の確定をするものではありません。
これらは後に提出いただく申請書類を審査の上、決定されます。

2．石川県への各種手続き

（1）申請

【提出書類】

（共通）

①「補助金交付申請書」（県様式）
②「誓約書」（県様式）
③ パンフレット、プログラム等
④「債権者登録書」（県様式）
※申請者名と異なる名義の銀行口座への振込みを希望する場合は、別途、委任状が必要です。

（国際コンベンションの適用を受ける場合）

⑤ 参加者募集に係る書類、ＨＰ等の写し（日本国外に参加者募集を行っていることがわかるもの）

（シャトルバス補助を受ける場合）

⑥ シャトルバス運行ルート図
⑦ シャトルバス運行経費の見積書の写し

【県からの発出文書】

申請後、審査の結果適当と認められる場合は、「補助金の交付決定通知書」を送付します。

（1）変更申請

※下記の場合には変更申請が必要となります。

①補助対象コンベンションの主催者、名称又は開催期間に変更がある場合
②国際から国内にコンベンション区分が変更になる場合（国内から国際は変更不可）
③県外参加者1,000人以上のコンベンションについては、補助予定額が20%以上減となる場合。
（補助予定額が増となる見込みの場合は、変更申請は不要。補助額が交付決定額から増額することはありません。）
なお、1,000人未満のコンベンションについては、変更申請は不要です。
④補助事業に要する経費（＝事業費）の総額が20%を超えて増減する場合。

（2）実績報告

【提出書類】

（共通）

①「実績報告書」（県様式）
② 参加者名簿 （参加者の氏名＋居住する国名／都道府県名）【Excelデータでご提出ください】
③ パンフレット、プログラム等 （コンベンションの概要がわかるもの）
④ 当日の実績写真 （写真４枚程度をＡ４用紙１枚にまとめてください。）

（シャトルバス補助を受ける場合）
⑤ シャトルバス運行ルート図
⑥ シャトルバス運行経費の請求書又は領収書の写し
（加賀能登宿泊追加補助を受ける場合）
⑦ 宿泊証明書又は宿泊者名簿
（宿泊証明書は、各宿泊施設が発行するものであり、宿泊証明書の代わりに宿泊者名簿を提出する場合には、①氏名、②都道府県名（外国人参加者にあっては居住国または地域）、③宿泊施設、④宿泊施設所在市町、⑤宿泊日の記載が必要です。）

【県からの発出文書】
実績報告後、「補助金の額の確定通知書」を送付します。
補助額は、参加者名簿で証明いただいた県外参加人数に応じた区分の金額になります。同様に、シャトルバス補助の場合は、実際に借上げに要した経費の1/3、加賀能登宿泊追加補助の場合は、宿泊証明書又は参加者名簿で証明いただいた県外宿泊人数に応じた補助額となります。
ただし、補助金額は内示額の範囲内となります。

（3）請求

【提出書類】
①「請求書」（県様式）

【県からの振込】
・請求書受理後、約2週間以内に補助金が振り込まれます。

3．その他

・要望、申請、実績報告、請求に係る書式は、県庁観光戦略課のＨＰからダウンロードをお願いします。
・各書類の提出にあたっては、事前に作成した書類をメール等で担当部署へ送付いただき、事前にチェックを受けていただくこともできます。
・各書式に押印は必要ありませんので、メールでの提出が可能です。ＨＰ掲載の「石川県コンベンション誘致推進事業補助金関係書類のメールでの提出」をご確認の上、下記のメールアドレスまで送付をお願いします。

■お問い合わせ先
〒920-8580
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県文化観光スポーツ部観光戦略課
TEL：076-225-1537　FAX：076-225-1129
Email：i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp